

9

## スポーツ・青少年・教育

9  
スポーツ  
青少年・教育

# 1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援

(提案要求先 内閣官房・内閣府・警察庁・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・スポーツ庁・文化庁・厚生労働省・農林水産省・林野庁・経済産業省・国土交通省・観光庁)  
(都所管局 オリンピック・パラリンピック準備局・青少年・治安対策本部・総務局・生活文化局・都市整備局・福祉保健局・病院経営本部・産業労働局・建設局・教育庁)

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）開催に向け、国を挙げて全面的に支援すること。

## <現状・課題>

東京 2020 大会の開催まであと 2 年と迫り、大会準備も、ハード面では大会会場の整備を着実に進めるとともに、ソフト面でも輸送、セキュリティ、都市機能の維持などについて、「方針検討～策定」段階から「計画～実施」段階に移ってきた。残された 2 年間で東京 2020 大会の成功を確実なものとし、アスリートはもとより、世界中の人々の高い期待に応えていくためには、国を挙げた開催支援体制の更なる拡充が必要である。

国が平成 27 年 1 1 月に閣議決定した「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」では、「大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するため、必要な措置を講ずる。」こととされている。

また、平成 29 年 5 月 31 日には、国、都、組織委員会、競技会場が所在する自治体の四者で、東京 2020 大会の役割分担及び経費分担に関し、基本的な方向について合意した。合意では「オールジャパンでの取組を推進するために必要な協力・支援を行う」とされており、ここには必要な地方の財源確保も含まれている。

大会の成功に向け、国を挙げて開催準備に取り組むことが必要となる中、国としてこれまで以上に役割と責任を果たしていくことが求められている。

## <具体的要求内容>

- (1) 東京 2020 大会開催に向けて、国の施策に関する事項について必要な措置を講じるとともに、競技会場等の整備、セキュリティ対策や輸送などの東京 2020 大会に関する事項全般について、各種交付金・国庫補助負担金の活用や地方財政措置など財政面を含め全面的に支援を行うこと。
- (2) 競技会場として都、他自治体及び民間事業者が整備を行う恒久施設については、国庫補助負担率等国の通常の財政措置の枠組みを超えた積極的な財政

支援を行うこと。

また、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」への対応や木材の活用促進など、施設の充実に資する整備についても、積極的な財政支援を行うこと。

- (3) 東京 2020 大会に関連するインフラ整備に関し、国の所管分について着実に整備を進めるとともに、都整備分については積極的な財政支援を行うこと。
- (4) 東京 2020 大会開催に向けて外国人旅行者の受入環境を整備し、その利便性の向上を図ることが重要であることから、その方策の1つとして、「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」が策定した基本的な考え方及び取組方針を踏まえ、各機関・団体と連携・協働した取組を推進することなどにより、ICTも活用しながら外国語表示・標識等の整備を促進すること。
- (5) 東京 2020 大会に向けて、外国人旅行者等が安心して医療を受けられる体制を整備するため、医療通訳の育成・活用体制の整備など、医療機関における多言語による診療体制の整備に向けた取組に対する支援を行うこと。
- (6) 東京 2020 大会に向けて、安定的な大会運営に資するよう、アンブッシュ・マーケティングの防止について必要な措置を講じること。
- (7) 東京 2020 大会に向けて、観客が公平に観戦の機会を享受できるよう、チケットの高値転売等の制限について必要な措置を講じること。
- (8) 東京 2020 大会に関連して発生した非居住者スタッフの所得税、IOC・オリンピック放送機構などへの法人税及び消費税や関税等の間接税の非課税措置を講じること。
- (9) 東京 2020 大会開催に必要な無線局の開設において、電波法（昭和25年法律第131号）に定める免許申請手数料、落成検査手数料及び電波利用料の納付が免除されるよう必要な措置を講じること。
- (10) 東京 2020 大会の関係者（ID 兼資格認定カードを所持する者）が大会において必要な役割を果たすために必要な期間、査証なしで入国し、滞在できるよう、必要な措置を講じること。
- (11) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第27条に基づき、東京 2020 大会の開催に必要な補助金を交付するとともに、大会開催に必要な資金に対してスポーツ振興くじ助成金を交付するなど必要な措置を講じること。
- (12) 東京 2020 パラリンピック競技大会について、平成29年度補正予算において国の財政措置がなされたが、引き続き、円滑な開催準備のために積極的に支援を行うとともに、障害者スポーツ振興に力を注ぐこと。
- (13) 東京 2020 大会をドーピングのないクリーンな大会とするため、世界アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング対策について、組織委員会と関係行政機関等が連携するための体制の構築を支援するなど、国として必要な措置を講じること。
- (14) 東京 2020 大会を文化の面でも成功に導くとともに、日本の多彩な芸術文化の魅力を世界に発信するため、都や組織委員会が取り組む様々なプロジェクト及び全国の自治体が独自に実施する大規模かつ象徴的な文化プログラムに対し、必要な財政支援を行うこと。

また、東京 2020 大会を契機とし、文化プログラムを全国に浸透させ、レガシーとしていくため、財政支援に加え、地域で活躍するアーティストや文化団体等に対する人材育成支援や、事業の企画・実施体制を構築・強化する取組への支援等を充実すること。

(15) 日本文化の魅力を世界に効果的に発信していくため、国・都・組織委員会から構成される関係者会議を活用して、各主体の目玉事業や大型プロジェクトの情報共有や、戦略的広報の検討を行うなど、連携を強化すること。

(16) 東京 2020 大会に向けて、社会に貢献しようとするボランティアマインドの醸成、多様性を尊重し、障害者を理解する心のバリアフリーの涵養、自他を認め合う豊かな国際感覚の育成などを可能とするオリンピック・パラリンピック教育プログラムの展開を全国に広げること。

また、子供たちの学びを支える教員の指導力の向上を図るため、オリンピック・パラリンピックの価値や意義の理解に資する研修や、障害者スポーツ指導者講習など、オリンピック・パラリンピック教育に関する教員研修等の拡充を進めること。

(17) 東京 2020 大会の成功には大規模かつ質の高いボランティアの確保が必要なため、全国から幅広い世代の参加を促進する気運の盛り上げや、着実な育成のための研修環境の確保に向けた支援等を行うこと。

また、ボランティア休暇の普及・取得促進をはじめ、大会時にボランティアに参加しやすい環境づくりなど、ボランティアの円滑な運用を行う上で必要な措置を講じること。

(18) 東京 2020 大会は「復興オリンピック・パラリンピック」であり、被災地の復興なくして大会の成功はないため、大会が被災地の復興の後押しとなるよう、国として必要な事業を着実に実施するとともに、事前キャンプ地の誘致や大会関連イベント等の取組に対する支援を行うなどオールジャパンでの開催気運の盛上げにつなげていくこと。

(19) 平成 29 年 4 月に公表されたセキュリティ基本戦略に基づき、国が行うべき施策について必要な措置を講じるとともに、テロを含む治安対策、サイバーセキュリティ対策、災害対策及び感染症対策を都、組織委員会等と連携して実施し、セキュリティ対策に万全を期すこと。

## 参 考

### ○ スポーツ基本法（抜粋）

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

### ○ スポーツ振興投票の実施等に関する法律（抜粋）

(スポーツ振興投票に係る収益の用途)

第二十一条 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、文部科学省令で定めるところにより、地方公共団体又はスポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下この条及び第三十条第三項において同じ。）が行う次の各号に掲げる事業に要する資金の支給に充てることができる。

- 一 地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設（設備を含む。以下この項において同じ。）の整備
- 二 スポーツに関する競技水準の向上その他のスポーツの振興を目的とする国際的又は全国的な規模の事業を行うための拠点として設置する施設の整備
- 三 前二号の施設におけるスポーツ教室、競技会等のスポーツ行事その他のこれらの施設において行うスポーツの振興を目的とする事業（その一環として行われる活動が独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号。以下「センター法」という。）第十五条第一項第二号 及び第四号 に該当する事業を除く。次号において同じ。）

## 2 スポーツ振興事業の推進

### 1 国立霞ヶ丘競技場建替えの推進

(提案要求先 内閣官房・スポーツ庁・財務省)  
(都所管局 オリンピック・パラリンピック準備局・都市整備局・建設局)

スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、国立霞ヶ丘競技場を、大規模国際大会が開催可能なスタジアムへと建て替えるための取組を、新国立競技場の整備計画に基づき、国が責任を持って推進すること。

#### <現状・課題>

国立霞ヶ丘競技場は、建替え後、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）のメインスタジアム及び国際大会の開催会場として計画されている。

平成 27 年 7 月 17 日に内閣総理大臣が旧整備計画の見直しを表明した。その後、8 月 10 日の第 2 回新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）において、知事が都としての意見を述べ、同月 28 日の第 4 回関係閣僚会議において、「新国立競技場の整備計画」が決定された。

この整備計画を基に、日本スポーツ振興センターが新国立競技場整備事業者の公募を開始し、同年 12 月 22 日に優先交渉権者を決定した。その後、平成 28 年 2 月から設計を開始し、同年 12 月に本体工事に着工した。

また、新国立競技場の整備に係る財源案について、平成 27 年 12 月 1 日に東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、文部科学大臣、知事の三者が会談して合意し、同月 22 日の第 5 回関係閣僚会議において、「新国立競技場の整備に係る財政負担について」が決定された。これに基づいて、平成 28 年 5 月に独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）等が改正された。

今後は、公園を含む周辺整備に向けた協議・調整、施設要件をはじめとした東京 2020 大会との整合、大会準備期間を踏まえた早期の竣工等が求められる。また、都が整備費用の一部を負担することから、大会後のレガシーとして、都民の便益が確保される必要がある。これらの課題に対応するには、国主導によるスピード感のある着実な取組が不可欠である。

#### <具体的要求内容>

- (1) 関係閣僚会議において決定された「新国立競技場の整備計画」に基づき、東京 2020 大会のメインスタジアムとして期限内に着実な整備が行われるよう国が責任を持って進めること。整備に当たっては、木材調達などにおいて持続可能性に配慮したものとすること。
- (2) 新国立競技場の整備に当たっては、東京 2020 大会の施設要件、神宮外苑地区地区計画、公園整備等についての協議及び調整を行うこと。
- (3) 関係閣僚会議において決定された「新国立競技場の整備に係る財政負担

について」に基づき、大会後のレガシーとして、都民利用等によるスポーツの振興、観光の振興、周辺環境の向上、防災機能の強化等の都民便益を確保した運営管理を行うこと。

## 参 考

- 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議  
東京 2020 大会のメインスタジアムである「新国立競技場」の前整備計画を白紙に戻し、できる限りコストを抑制し現実的にベストな計画を策定する目的で開催  
<会議の構成員>  
議 長 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣  
副議長 内閣官房長官、文部科学大臣  
構成員 外務大臣、財務大臣、国土交通大臣
- 東京都市計画神宮外苑地区地区計画  
平成 25 年 6 月、神宮外苑地区における国立競技場の建替計画の具体化を契機に、同地区一帯の再整備を進める目的で「東京都市計画神宮外苑地区地区計画」を決定
- 新国立競技場の整備計画  
平成 27 年 8 月 28 日に開催された第 4 回新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において、安倍総理大臣出席のもとで決定。整備に当たっての基本理念、スタジアムの性能、工期、コストの上限等を明示
- 新国立競技場の整備に係る財政負担について  
平成 27 年 12 月 1 日遠藤東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、馳文部科学大臣、舛添知事の三者で合意。同 22 日に新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議（第 5 回）において、安倍総理大臣出席のもとで決定  
<主な内容>  
(1) 新国立競技場の整備は、「新国立競技場の整備計画」に基づき、国が責任を持って進めること。  
(2) 東京都も、東京 2020 大会の開催都市として、メインスタジアムである新国立競技場が大会の準備や開催に支障なく整備され、大会後もレガシーとなるよう全面的に協力する。その際、都民への便益を踏まえ、整備費用の一部を分担すること。  
(3) 財源、分担対象経費、分担割合等の財源スキームの明示  
<財源>  
「国の負担」、「スポーツ振興くじの特定金額」、「東京都の負担」  
<分担対象経費>  
スタジアム本体及び周辺整備費（1,550 億円程度）、設計・監理等費用（40 億円程度）、旧国立競技場の解体工事費（55 億円程度）の合計額 1,645 億円程度から、「上下水道工事」（27 億円程度）、「道路上空連結デッキ」（37 億円程度）を除いた 1,581 億円程度

<分担割合>

「国の負担」：「スポーツ振興くじの特定金額」：「東京都の負担」＝2：1：1

(賃金又は物価等の変動や消費税率10%が適用される場合には、この割合で負担する。)

(4) 上記(3)の財源スキームを実施するために必要となる独立行政法人日本スポーツ振興センター法等の改正案の概要

## 2 スポーツ施設の整備促進

(提案要求先 スポーツ庁)  
(都所管局 オリンピック・パラリンピック準備局)

- (1) 国の策定した「第2期スポーツ基本計画」の目標を達成すべく、地域スポーツ推進の拠点となる施設整備に向けて、必要な財源を適切に確保すること。
- (2) 地域スポーツセンター新改築・改造事業等について、新たに改修事業を補助対象とし、補助対象にかけられている制限を撤廃するとともに、国庫補助率を引き上げること。
- (3) 広域的機能を持つ都道府県が整備すべきスポーツ施設の規模や機能を踏まえ、交付金交付要綱等に定める対象となる経費及び配分基礎額の算定方法について、算定要件の拡大及び緩和を図ること。

### <現状・課題>

誰もがスポーツに親しめる社会を実現するために、スポーツ施設の果たす役割は大きい。国は、平成23年8月に施行したスポーツ基本法（平成23年法律第78号）において、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにする等のため、スポーツ施設の整備等必要な施策を講ずるよう努めなければならないとしている。平成29年3月に策定した「第2期スポーツ基本計画」においても、スポーツ環境の基盤となる「場」の充実を図るため、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツができる場の創出を含め、ストックの適正化と安全で多様なスポーツ環境を持続的に確保することを施策目標に掲げるとともに、地方公共団体等と連携してスポーツができる場を広く地域に創出するとされた。

一方、都は、平成30年3月、「東京都スポーツ推進総合計画」を策定し、都民が身近な場所でスポーツ活動が行えるよう、既存のスポーツ施設や東京2020大会の競技施設を適切に管理運営するとともに、区市町村のスポーツ施設整備を支援するとしている。

こうした観点から、都は、区市町村と連携し、スポーツ振興の拠点となるスポーツ施設の整備促進を図っていく必要があるが、国のスポーツ施設整備に関する財源及び補助制度は不十分である。

### <具体的要求内容>

- (1) 国の策定したスポーツ基本法及び「第2期スポーツ基本計画」の目標を達成すべく、地域スポーツ推進の拠点となる施設整備に向けて、必要な財源を

適切に確保すること。

- (2) スポーツ施設の整備とともに、既存スポーツ施設の有効活用を図るため、「学校施設環境改善交付金交付要綱」(平成30年4月1日付29文科施第420号)における地域スポーツセンター、地域水泳プール、地域屋外スポーツセンター及び地域武道センターの新改築・改造事業の四事業について、新たに改修事業を補助対象とし、地域武道センターの新改築事業にかけられている制限(財政力指数1.00を超える都道府県及び特別区は除外)を撤廃するとともに、これに社会体育施設の耐震化事業を加えた五事業について、国庫補助率を引き上げること。

なお、スポーツ施設の改修・改造については、平成22年度から独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の「スポーツ振興くじ助成金」による助成対象事業として措置されたところであるが、安定的な財源の確保のためには、引き続き国の交付金対象事業とされることを要望する。

- (3) スポーツ施設の整備については、地域の身近な生活圏を拠点とする施設と区市町村の行政区域を越えた広域的な地域を拠点とする施設を計画的に整備することで、都民はスポーツ施設をより効果的かつ効率的に利用することができる。

しかし、「学校施設環境改善交付金交付要綱」(平成30年4月1日付29文科施第420号)では、大規模なスポーツ大会開催や選手の競技力向上につながる規模・機能を有する施設整備に対する補助としては不十分である。

したがって、広域的な機能を有する都道府県が整備すべきスポーツ施設に対し、交付金要綱等に定める対象となる経費及び交付対象施設や交付対象面積などの配分基礎額の算定方法等の改善を図ること。

## 参 考

- (1) 学校施設環境改善交付金交付要綱(抄)

項	交付対象事業	対象となる経費	算定割合
24	地域スポーツセンター新改築、改造	<p>○地域スポーツセンター新改築</p> <p>地域スポーツクラブの活動拠点となる地域スポーツセンターの新築又は改築(新築又は改築により、体育室、トレーニング室、健康・体力相談室、体力測定室、会議室、研修室、談話室、シャワー室及び更衣室を全て備えるものに限る。)。ただし、床面積4,000㎡(研究又は宿泊機能を併設する施設にあっては6,000㎡)を上限とし、2,000㎡未満のものを除く。</p> <p>○改造</p> <p>社会体育施設整備費補助金又は公立学校等施設整備費補助金の交付を受けて建築し、建築後20年以上経過したものの改造(改造により、体育室、トレーニング室、健康・体力相談室、</p>	1/3

		体力測定室、会議室、研修室、談話室、シャワー室及び更衣室を全て備え、かつ、床面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上となるものに限る。)。ただし、補助対象工事費 6,000 万円未満のもの又は改造前の床面積が 1,500 m <sup>2</sup> 未満のものを除く。	
25	地域水泳プールの新改築	<p>○地域スイミングセンターの新改築 一般の利用に供するための地域スイミングセンターの新築又は改築（新築又は改築により、談話室、トレーニング室等を備え、かつ、屋内プールにあっては年間を通して利用できるよう設計された温水プール、屋外プールにあってはプール水を飲料水等に活用するための浄水機能を備えるものに限る。)。ただし、プール本体については水面積 600 m<sup>2</sup> を上限とし、200 m<sup>2</sup> 未満のものを除く。談話室等については床面積 100 m<sup>2</sup> を上限とする。</p> <p>○浄水型水泳プールの新改築 一般の利用に供するための浄水型水泳プールであって、地震防災対策特別措置法（以下「地震特措法」という。）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に計上されているものの新築又は改築（新築又は改築により、プール水を飲料水等に活用するための浄水機能を備え、かつ、屋内プールにあっては年間を通して利用できる温水プールを備えるものに限る。)。ただし、プール本体については、屋内に設置するものにあつては水面積 600 m<sup>2</sup> を上限とし、屋外に設置するものにあつては水面積 400 m<sup>2</sup> を上限とする。</p>	<p>地域スイミングセンター 1/3 浄水型水泳プール 1/2  (算定割合の特例) 地震特措法第4条の規定の適用のある浄水型の地域スイミングセンターにあっては1/2</p>
26	地域屋外スポーツセンターの新改築	一般の利用に供するための地域屋外スポーツセンターの新築又は改築（新築又は改築により、運動場（野球場及びコートを除く。）、クラブハウス及び照明施設を備えるものに限る。)。ただし、運動場にあっては実際に運動を行う区画の面積 10,000 m <sup>2</sup> を上限とし、5,000 m <sup>2</sup> 未満のものを除く。クラブハウスにあっては談話室、トレーニング室等を備えるもので、床面積 330 m <sup>2</sup> を上限とする。照明施設にあっては照明しようとする面積に対し、2 辺以上の方向から照明されるもので地上面における平均照度が 200 ルクス以上であり、照明しようとする面積 10,000 m <sup>2</sup> を上限とし、5,000 m <sup>2</sup> 未満のものを除く。	1/3
27	地域武道センターの新改築	一般の利用に供するための地域武道センターの新築又は改築（新築または改築により、談話室、トレーニング室等を備える柔・剣道場及び弓道場に限る。)。ただし、財政力指数が 1.00 を超える都道府県及び特別区の設置するものは除き、柔・剣道場にあっては床面積 2,100 m <sup>2</sup> を上限とし、550 m <sup>2</sup> 未満のものを除く。	1/3
28	社会体育施設の耐震化	補強を要する施設の面積に 1 平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	1/3

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付実施要領（抄）

（最近改正 平成29年10月31日平成29年度要領第1号）

<助成金名称>

スポーツ振興くじ助成金

<助成対象団体>

都道府県又は市町村（特別区含む）等

<交付対象事業・主な要件>

下表のとおり

助成区分	助成事業の内容		助成割合	助成限度額	
大規模スポーツ施設整備助成	Jリーグホームスタジアム等整備事業	新設事業	3/4	3,000,000千円	
	国民体育大会冬季大会競技会場整備事業	改修・改造	3/4	450,000千円	
地域スポーツ施設整備助成	クラブハウス整備事業(※)		新設事業	4/5	60,000千円
			改造事業	3/4	11,250千円
	グラウンド芝生化事業	芝生化新設事業		4/5	48,000千円
		芝生化改設事業		3/4	30,000千円
		天然芝維持活動事業		2/3	1,333千円
	スポーツ施設等整備事業	スポーツ競技施設の整備等		2/3	20,000千円
		学校開放事業によるスポーツ活動に供する諸室の新設			
スポーツ競技施設の大規模改修等		100,000千円			

※ 都道府県は対象外

【参考】

「新設」・・・ 新たに施設を設置する工事

「増設」・・・ 既存施設を補完する施設を当該施設に隣接して新たに設置する工事

「改設」・・・ 既存施設の全部を取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

「改修」・・・ 既存施設の一部について、従前と同一の状態に造りなおす工事

「改造」・・・ 既存施設の一部について、従前と異なる状態に造りかえる工事（施設機能の拡充のための設備等の増設を含む。）

「平成29年度スポーツ振興くじ助成金募集の手引き」より

### 3 競技力向上事業の推進

(提案要求先 スポーツ庁)  
(都所管局 オリンピック・パラリンピック準備局)

- (1) 「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の管理運営に当たっては、東京都の競技団体などが強化の対象としている選手についても、オリンピック強化選手と同等に施設を利用できる仕組みを構築するよう、関係機関と調整を図ること。
- (2) パラリンピック等の国際大会で活躍するトップアスリートの競技力向上のため、オリンピック強化選手と同等の「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の利用など、パラリンピック強化選手等が必要とする支援を受けられるように、一般スポーツとの一体的な推進を早急に図ること。

#### <現状・課題>

- (1) 他の先進国では、国を挙げてアスリートの総合的な支援・育成に取り組むことで、国際大会で好成績を残すなど成果を上げている。こうした中で、都は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、開催都市として、東京からより多くのオリンピック選手を輩出できるよう競技力向上策を進めているが、日本代表レベルに達するためにはより高度なトレーニングや最先端のスポーツ医・科学情報などが重要である。しかしながら、「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の利用に制約があるため、国の支援が必要である。
- (2) 都は、平成 22 年度にスポーツ所管の専管組織を発足させ、障害者スポーツ振興については、一般スポーツと一体的に取り組んでいるところである。具体的には、障害者スポーツの裾野の拡大を図るとともに、パラリンピック等の国際大会で活躍する東京の選手を一人でも多く輩出できるよう、アスリートの発掘や都競技団体の競技力強化のための取組支援等を進めている。一方、国においては、平成 26 年度に障害者スポーツの競技スポーツの分野について、厚生労働省から文部科学省へ移管し、その後、平成 27 年 10 月にスポーツ庁が発足したことで選手強化に取り組む体制が整備され、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築が進められている。しかし、パラリンピック強化選手等の「ナショナルトレーニングセンター」及び

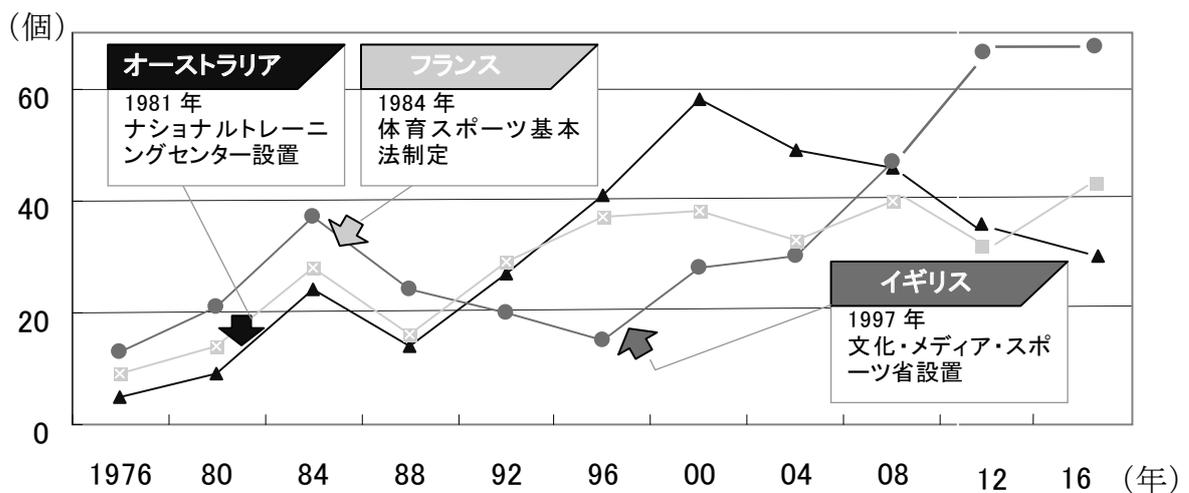
「国立スポーツ科学センター」の利用がオリンピック強化選手と同等となっていないことなど、障害者のトップアスリートを取り巻く環境には、いまだ課題がある。東京 2020 パラリンピック競技大会まで残り 2 年となった今、これまで以上に障害者アスリートが専門的なトレーニングを行えるよう、早急に取り組を進めていくことが必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 東京から日本代表選手を輩出する取組を強力に進めていくためには、選手の練習環境を整備することが不可欠である。このため、トップレベル競技者専用のトレーニング施設である「ナショナルトレーニングセンター」や、科学、医学情報面で競技者育成をサポートする機能を持つ「国立スポーツ科学センター」の管理運営に当たっては、東京都の競技団体などが強化の対象としている将来有望な選手についても、オリンピック強化選手と同等に施設を利用できる仕組みを構築するよう、JOC（公益財団法人日本オリンピック委員会）その他の関係機関との調整を図ること。
- (2) パラリンピック等の国際大会で活躍するトップアスリートの競技力向上のため、オリンピック強化選手と同等の「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の利用を早期に図るなど、パラリンピック強化選手等が必要とする支援を受けられるように一般スポーツとの一体的な推進を早急に図ること。

参 考

(1) 各国の夏季オリンピックメダル獲得数とスポーツ施策



(2) ナショナルトレーニングセンター (National Training Center)

利用対象 : JOC及びJOC加盟中央競技団体に所属する選手及びスタッフ

メリット : 各競技の専用トレーニング拠点を持つことで国際競技力の向上をより一層図りやすくなるとともに、複数競技のトレーニング場を1箇所に集約することで競技団体間の連携を積極的に推進できる。

(3) 国立スポーツ科学センター (Japan Institute of Sports Sciences)

利用対象 : JOC、JOCに加盟する競技団体、JPC、JPC強化指定選手、その他センターが認めた者

メリット : スポーツに関する科学、医学、情報面の総合的な研究支援の拠点を持つことで、科学的な分析に基づく効果的なトレーニング方法の開発やスポーツ障害などに対する医学的なサポート、スポーツに関する各種情報の収集・分析・蓄積・提供などを一体として実施できる。

## 4 東京 2020 パラリンピック競技大会を見据えた障害者スポーツの 推進

(提案要求先 スポーツ庁)  
(都所管局 オリンピック・パラリンピック準備局)

- (1) 東京 2020 パラリンピック競技大会など国際大会に向けて、日本代表選手の強化や競技団体の財政面を含めた基盤強化を強力に推進すること。
- (2) 障害者スポーツの理解促進・普及啓発について、積極的に取り組むこと。
- (3) パラリンピックメダリストへの報奨金の増額に向けて、積極的に取り組むこと。

### <現状・課題>

(1) パラリンピック競技団体の多くは財政的に厳しい状況にあるため、専従スタッフが少なく、限られた人員が仕事の休みを利用してボランティアで運営していることが多い。このため、パラリンピック競技大会に向けたアスリート発掘のための体験会や、競技人口を増やすための広報活動などまで手が回らず、選手の育成・強化についても十分に行うことができない。

国は、日本の障害者スポーツ競技団体が、海外の強豪国と戦うために財政面や専門家による支援を必要としている現状や昨年行われたリオデジャネイロパラリンピックで、史上初めて金メダル獲得に至らなかった課題などを認識し、「第2期スポーツ基本計画」の目標及び日本パラリンピック委員会の掲げる東京 2020 大会の金メダル獲得目標の達成に強い危機感を持ち、日本代表選手の強化に向けて、競技用具や補装具等の経費に対する補助など、選手個人に対する支援を拡充するとともに、これを支える競技団体の財政面を含めた基盤強化に、より一層取り組んでいく必要がある。

(2) 日本国内におけるパラリンピック競技の認知度や選手の知名度は、オリンピック競技に比べて格段に低い。このため、国においては、東京 2020 パラリンピック競技大会に向け、障害者スポーツの理解促進に向けた積極的な情報発信及び普及啓発に取り組む必要がある。

(3) パラリンピックメダリストへの報奨金については、2008年北京パラリンピックから始まり、2018年平昌大会から金額が引き上げられ、銀メダル、銅メダルについてはオリンピックメダリストと同額となったものの、金メダルについては、オリンピックメダリストへの報奨金とはまだ差がある状況である。

国は、東京 2020 パラリンピック競技大会に向け、日本代表選手の士気を高め、競技をしていく上での励みとなるよう、パラリンピックメダリストへの

報奨金の増額に向けて取り組む必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 東京 2020 パラリンピック競技大会をはじめとした国際大会に向けた日本代表選手の競技力向上のため、パラリンピック強化選手が必要とする効果的な支援策、障害者スポーツ団体の財政面を含めた基盤強化を強力に推進すること。
- (2) 東京 2020 パラリンピック競技大会を成功に導くため、障害者スポーツの魅力を広く国民に発信し、効果的な普及啓発に取り組むこと。
- (3) 日本代表選手の士気を高め、競技をしていく上での励みとなるよう、パラリンピックメダリストへの報奨金の増額に向けて、積極的に取り組むこと。

## 5 ラグビーワールドカップ 2019™ への全面的支援

(提案要求先 警察庁・総務省・スポーツ庁・国土交通省・観光庁)  
(都所管局 オリンピック・パラリンピック準備局・産業労働局)

ラグビーワールドカップ 2019™ の開催に向け、国を挙げて全面的に支援すること。

### <現状・課題>

平成27年3月2日、東京都は、ラグビーワールドカップ 2019™ の開催都市の一つに決定した。その後、試合会場の新国立競技場が整備計画見直しにより使用できなくなり、同年9月28日、改めて東京スタジアムを試合会場として、開会式・開幕戦が開催されることとなった。

日本全国12会場で開催されるラグビーワールドカップには、試合会場やファンゾーン、チームキャンプ地での取組を通じて、スポーツ振興や国際交流、経済の活性化、東日本大震災及び熊本地震からの復興等、幅広い効果が期待できる。このラグビーワールドカップを何としても成功させ、翌年開催の東京2020大会につなげていく必要がある。

国においては、平成28年2月、「ラグビーワールドカップ 2019™ の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」を策定し、大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、オールジャパンでの取組を推進するため必要な措置を講ずることとした。平成30年度は、大会本番を翌年に控え、大会開催への気運をさらに高めるとともに、大会準備を加速して進める必要がある。

都においては、他の開催都市と一丸となって、会場アクセス、交通・警備、セキュリティ、外国人旅行者等の受入れ、気運の盛り上げ、ボランティア活動への参加促進など、ハード・ソフトの両面にわたる対策を講じる必要があり、それには国による全面的な支援が不可欠である。

### <具体的要求内容>

- (1) 大会開催に向けた準備や、大会の運営計画等に関し、国の施策に関する事項について全面的に協力すること。
- (2) 大会開催に当たり、東京都や他の開催自治体が負担する開催都市経費について、積極的な財政支援を行うこと。
- (3) 大会が大規模かつ国際的なイベントであることから、国レベルでの対応が必要であるため、東京都や他の開催自治体が行うこととされている交通、警備などについて、全面的に協力すること。
- (4) 大会を翌年に控え、日本全体の気運醸成を早急に図るとともに、大会時に試合観戦やボランティア参加を促進する環境づくりを行うこと。  
また、ラグビーの競技力向上及び普及啓発に向けた取組を積極的に実施すること。
- (5) 大会開催に向けて、海外へ大会情報等を積極的に発信するとともに、多言語対応など外国人旅行者の受入環境の整備を促進すること。

### 3 総合的な青少年健全育成施策の拡充

#### 1 青少年の社会的自立を支援する施策の拡充

(提案要求先 内閣府・文部科学省・厚生労働省)  
(都所管局 青少年・治安対策本部・福祉保健局・産業労働局・教育庁)

ひきこもり等の社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する相談や支援の体制が、区市町村においても整備されるよう、財政上の措置その他の措置を講じること。

##### <現状・課題>

平成28年2月に定められた「子供・若者育成支援推進大綱」で提言されたとおり、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の自立を促進するためには、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が連携するとともに、行政、家庭、学校、地域が一体となって、年齢階層で切れ目のない支援を行える体制を整備する必要がある。こうした支援は、住民との接点を多く持つ区市町村が中心となって進めていくことが効果的だが、区市町村には支援を実施するためのノウハウやマンパワーが不足していることから、NPO法人等の活用などにより、区市町村の体制を整備するための財政措置が必要である。

また、ひきこもり地域支援センターは、ひきこもりの状態にある者の一時的な相談窓口として、ひきこもり状態の解消に向け、本人や家族に対する相談支援や就労支援機関等を始めとする関係機関との連絡調整等を行っているところであるが、ひきこもりの長期化が取り沙汰される中、今後は、区市町村において、地域の特性に応じたきめ細かな支援を提供していける体制の充実が重要な課題となっている。

さらに、若者が社会とのつながりを失い、ひきこもりの状態になることを防ぐためには、高校中退の未然防止や高校中退者への就労支援等が重要であることから、関係省庁による連携体制の構築が不可欠である。

##### <具体的要求内容>

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第5条に規定された財政上の措置その他の措置を講じること。具体的には、区市町村が実施主体となって、NPO法人の協働等により、子ども・若者総合相談センターの機能を有する機関として事業を実施する場合、補助金の交付を行うこと。

また、地域の特性に応じた「ひきこもり対策」を推進できるよう、都道府県や区市町村が主体となって実施する「ひきこもり対策推進事業」について、地方の超過負担が生じることのないよう、必要十分な財源措置を行うこと。

さらに、厚生労働省の「地域若者サポートステーション事業」は、ひきこもりの未然防止策にもつながることから、学校への当該事業の周知や、学校、サポートステーション、ハローワーク間で必要な情報の共有を推進する等、効果的な対策を実施できるよう、文部科学省等の関係機関との連携を強化すること。

## 2 非行少年の立ち直りのための措置の充実

(提案要求先 法務省)  
(都所管局 青少年・治安対策本部)

都内全保護区に更生保護サポートセンターが設置されるよう、必要な措置を講じること。

### <現状・課題>

平成29年中に都内で検挙された刑法犯の犯罪少年は4,568人で、前年と比較して269人(5.0%)減少したが、再犯者率が33.3%と高水準で推移している。

また、都民の体感治安を悪化させている街頭犯罪全体の総検挙・補導人員に占める少年の割合は、30.8%で、約3人に1人が少年と高い割合となっているなど、少年非行をめぐる情勢は依然として予断を許さない。

こうした中、都では、非行歴のある少年の立ち直りを含め、社会的自立に困難を有する若者に対する総合相談事業を進めている。

一方、国において設置を進めている、地域における保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターは、非行少年の立ち直り支援や再犯防止に寄与するものであり、順次、設置が進んでいるものの、都内33の保護区のうち、21か所の設置にとどまっている(平成30年4月1日現在)

### <具体的要求内容>

国所管施設の提供や民間施設確保のための財政措置など、都内全保護区に更生保護サポートセンターが設置されるよう、引き続き積極的かつ実効性ある措置を取ること。

### 3 青少年に対する総合的なネット依存対策の実施

(提案要求先 内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省)  
(都所管局 青少年・治安対策本部・教育庁)

青少年のネット依存に関する予防対策、医学的研究など総合的な対策に取り組むこと。

#### <現状・課題>

総務省の調査(※)によると、高校生全体の約4.6%、中学生の約5.7%がネット依存傾向「高」であり、青少年へのネット依存の広がりや心身等への悪影響が懸念されている。

(※)平成26年7月発表「高校生のスマートフォン・アプリ利用とネット依存傾向に関する調査」、平成28年6月発表「中学生のインターネットの利用状況と依存傾向に関する調査」

また、平成30年1月に世界保健機関(WHO)は、インターネットゲーム等の過度な利用によって、日常生活が困難になる症状を新たな疾病として定義し、国際疾病分類に加える見通しを明らかにした。

しかし、ネット依存については、世界的に認められた診断基準や科学的根拠に基づいた治療方法がない状況にあり、現状は一部の医療機関が、他の依存症治療で培った専門性を基に研究と併せて治療を行っているにすぎない。

一方、平成26年2月に都青少年問題協議会は、スマートフォンの急速な普及により青少年のネット依存が今後深刻化するおそれがあるため、早急にネット依存予防の普及啓発の取組を行うこと、国に対して総合的なネット依存対策の実施を要望することなどを都に提言した。提言を受け、都では家庭におけるインターネット利用のルール作りについて普及啓発を行う「ファミリールール講座」等を実施中である。

#### <具体的要求内容>

青少年のネット依存に関する予防対策、依存状態の改善・克服に向けた対策、医学的研究の促進など、国レベルでの総合的な対策に取り組むこと。

## 4 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保

(提案要求先 内閣府・文部科学省)  
(都所管局 生活文化局)

- (1) 質の高い幼児教育のための財源を十分確保すること。
- (2) 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付等については、幼児教育の質の確保・向上が図られることを第一義に捉え、国の責任を果たすとともに、十分な財政措置を行うこと。
- (3) 円滑な制度運用に向けた取組を行うこと。

### <現状・課題>

平成27年4月より、子ども・子育て支援新制度が施行されたところであるが、新制度に必要な財源のうち消費税増税分以外の財源確保は依然として明らかになっていない。

施設型給付については、子ども・子育て支援法上、国が2分の1を負担する原則となっているが、教育標準時間認定子どもに係る施設型給付については、同法附則第9条において、当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する仕組みとされている。

また、認定こども園及び施設型給付を受ける幼稚園における教育標準時間認定子どもの預かり保育について、区市町村において一時預かり事業（幼稚園型）を委託しない場合や、本事業と私学助成による預かり保育補助との間に大きな差異がある場合など、本事業への円滑な移行が困難な場合には、引き続き都道府県による財政支援が前提となっている。

新制度は、消費税を主な財源として、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充や質の向上を進めるものであり、国の責任において、十分な財源確保を行うとともに、幼児教育の質の確保のためには、施設型給付を受けない幼稚園を含む全ての幼児教育を行う事業者に対して、十分な財政支援を行う必要がある。

さらに、国は現在、幼児教育の無償化に向けて検討を進める一方、保育料等を減免する地方公共団体に対して市町村には3分の1以内、特別区には4分の1以内で補助する幼稚園就園奨励事業は国の予算の範囲内での補助であるため、平成29年度も本来の国庫補助額の9割程度となっており、依然として区市町村の負担は解消されていない。

一方、新制度の運用については、制度が施行されたにも関わらず、国からの運用に係る詳細な情報提供が円滑になされておらず、区市町村・事業者が事業を行う上で支障が生じている。また、請求・給付事務をはじめ新制度に係る事務が膨大かつ煩雑となっており、区市町村・事業者にとって大きな負担となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 幼児教育を行う全ての事業者に対して、質の高い幼児教育を行うために必要な、恒久的、安定的な財源を十分確保すること。
- (2) 施設型給付等の財政措置については、質の高い幼児教育を確保する観点から、特に、以下の点に取り組むこと。
  - ① 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付についても、国が責任を持って必要な経費の2分の1を負担するという本則に基づき算定されるよう、早期に見直すこと。
  - ② 各園及び区市町村において、一時預かり事業（幼稚園型）への円滑な移行が図られるよう、補助単価の引上げなど預かり保育の実態に則した十分な財政措置を行うこと。
  - ③ 幼稚園就園奨励費の補助率に見合う国庫補助額を十分に確保すること。
- (3) 新制度の円滑な実施に向けて、以下の点に取り組むこと。
  - ① 制度の運用状況や課題を十分に把握するとともに、必要な情報を適時・適切に提供すること。
  - ② 事務手続の簡素化や事務手引の作成等、区市町村や事業者の負担軽減を図ること。

## 5 私立学校助成の拡充

(提案要求先 文部科学省)  
(都所管局 生活文化局)

私立高等学校等経常費助成費補助金を一層充実すること。

### <現状・課題>

公教育に果たす私立学校の役割は大きく、その振興に当たっては、学校及び保護者に対して補助を多面的に行い、学校経営の健全化と保護者の経済的負担の軽減を図る必要がある。

このため、都は、保護者負担の軽減だけではなく、私立学校の経営の安定化を図ることも重要であると認識し、経常費補助の充実を都政の重要な施策の一つと位置付け、その充実を図ってきたところである。

都の経常費補助は、私立学校振興助成法及び東京都私立学校教育助成条例に基づき、教育条件の維持・向上、修学上の保護者負担の軽減、経営の健全性向上を目的として、都内に高等学校等を設置する学校法人に対して行っている。都道府県が行う経常費補助に対しては、私立学校振興助成法に基づき、国がその一部を補助する仕組みとなっている。

しかし、国庫補助の生徒1人当たり予算単価は、地方交付税の同単価の約5分の1にとどまり、不交付団体である都にとっては経常費補助に対する国庫補助は、15パーセント程度と低い水準にある。

### <具体的要求内容>

私立学校振興助成法の趣旨にのっとり、私立高等学校等経常費助成費補助金を一層充実すること。

参 考

【都の経常費補助金の実績及び予算額】

(30.4.1 現在)

学 種	平成 29 年度交付額	平成 30 予算額
高等学校	65,942,871 千円	65,578,415 千円
中学校	25,031,513 千円	25,550,899 千円
小学校	6,457,227 千円	6,889,498 千円
幼稚園	18,814,466 千円	17,890,214 千円
計	116,246,076 千円	115,909,026 千円

注) 千円の単位で四捨五入しているため、数字が一致しない場合がある。

【国庫補助及び地方交付税の生徒 1 人当たり予算単価 (平成 30 年度)】

学 種	国庫補助 A	地方交付税 B	割合 A/B
高等学校	55,006 円	276,800 円	19.9%
中学校	48,145 円	276,200 円	17.4%
小学校	46,628 円	276,200 円	16.9%
幼稚園	23,688 円	161,200 円	14.7%

【国の予算額、都への交付額及び都の経常費補助に占める国庫補助割合の推移】

年度	国庫補助予算額		都への国庫補助金交付額		都の経常費補助に占める国庫補助の割合
	金 額	対前年度増(△)減	金 額	対前年度増(△)減	
26年度	104,040 百万円	1.8%	16,262,415 千円	0.3%	14.1%
27年度	102,049 百万円	△1.9%	16,713,972 千円	0.3%	14.6%
28年度	102,349 百万円	0.3%	16,829,759 千円	0.7%	14.6%
29年度	102,192 百万円	△0.2%	17,139,788 千円	1.8%	14.7%
30年度	103,364 百万円	1.1%	—	—	—

※26 年度の予算額は幼稚園経常費の組替前の額

## 6 高等学校等就学支援金制度の必要経費の確保等

(提案要求先 文部科学省)  
(都所管局 生活文化局・総務局)

- (1) 高等学校等就学支援金制度に係る費用については、国の責任において全額を措置すること。
- (2) 就学支援金制度及び事務手続を簡素化すること。
- (3) 就学支援金制度を拡充するとともに、都道府県が実施している授業料軽減補助に対する国の補助制度を創設すること。

### <現状・課題>

国は、平成22年度から、公立高校に係る授業料の不徴収及び私立高校生等への就学支援金の支給制度を導入し、平成26年度から公立私立ともに所得制限を設け、私立高校生等に対しては、低所得世帯の生徒等への加算支給額を拡充した制度に改正した。

就学支援金については、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」において、都道府県が就学支援金を受給権者に支給することとなっており、その就学支援金の支給に要する費用については、国が都道府県に全額相当を交付するとしている。しかし、就学支援金の事務執行に要する費用については、予算の範囲内で交付するとしているにすぎず、毎年度、多額の超過負担が発生している。

就学支援金制度については、平成26年度の法改正時の附帯決議に基づき「高校生等への修学支援に関する協力者会議」で見直しに向けた検討が行われているが、そもそも単位制高校における履修単位・履修期間等に応じた特例による支給額決定ルールなど、保護者、学校及び都道府県にとって仕組みが極めて複雑であり、保護者向けの周知や所得制限導入に伴う審査件数の増により、事務が増大し、手続が非常に煩雑となっている。

また、就学支援金は公立高校の授業料を基準額として交付されており、私立高校では引き続き保護者が多額の授業料差額を負担している。さらに、都道府県において経済的理由による修学困難な高等学校等生徒の教育機会の確保に充てられていた高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金の活用期間が、平成26年度をもって終了したことも踏まえ、厳しい社会経済状況が続く中、公私格差を是正する観点から、より一層の保護者負担軽減を図る必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 国は、就学支援金の支給制度を国策として実施することから、その事務の執行に要する費用についても、都道府県及び学校に対し全額を措置すること。
- (2) 保護者、学校及び都道府県の事務負担及び費用負担軽減の観点から、就学支援金制度及び事務手続を簡素化すること。
- (3) 教育費負担に係る公私格差是正の観点から、就学支援金制度を拡充すると

ともに、都道府県が実施している私立高校生等への授業料軽減補助に対する国の補助制度を創設すること。

参 考

○ 都の現状  
 <就学支援金>

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国からの高等学校等就学支援金事務費交付金	128,867	172,545	180,573	180,638
都の高等学校等就学支援金事務に係る経費	292,701	296,293	458,640	444,786

※公立高等学校分を除く

<審査件数の推移(私立高等学校等に係るもの)>

年度	件数	増加数
平成25年度	25,715件	—
平成26年度	77,618件	51,903件
平成27年度	101,354件	23,736件
平成28年度	120,575件	19,221件
平成29年度	123,006件	2,431件

## 7 公立学校の教職員定数の充実及び学級編制標準 の改定

(提案要求先 文部科学省)  
(都所管局 教育庁)

- (1) 都の児童・生徒数が増加する中で、各種の教育課題を解決していくため、指導方法工夫改善加配や教育格差解消のための教員の加配などの教職員定数を一層充実すること。
- (2) 後年度分を含め、具体的かつ実効性のある教職員定数改善計画を早期に国として決定すること。
- (3) 小学校第2学年の35人以下学級を今後とも確実に実施するため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に定める学級編制標準の改定を行うこと。
- (4) 小学校において、英語専科教員を1校につき1人配置できるように加配定数の充実を図ること。

また、英語以外でも専科指導を充実させるために必要な支援を行うこと。

### <現状・課題>

平成29年4月施行の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、障害のある児童・生徒への通級による指導や日本語能力に課題のある児童・生徒への指導のための基礎定数の新設等により、学校の指導・運営体制の一定の改善が図られている。

しかし、学校における児童・生徒の学力低下への不安、いじめ、不登校等の状況は依然として深刻な問題であり、また、障害のある児童・生徒の増加や障害の重度・重複化が進んでいるなど、学校現場における特定の教育課題が生じていることから、学習指導や生活指導の両面から児童・生徒一人一人の特性を十分理解し、個に応じた指導を行う必要がある。

さらに都には、要保護・準要保護世帯の児童・生徒数も多く、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていない児童・生徒に対して、学習支援を行う必要がある。

これらの課題を解決していくためには、習熟の程度に応じた少人数の学習集団による指導のための加配や、家庭環境などによる教育格差解消のための加配など、

柔軟な教員加配による対応が効果的であり、教職員定数の一層の充実が必要である。

また、平成29年度から平成38年度までの10年間で加配定数を基礎定数化することが示されたものの、教職員定数の改善計画については、国の平成30年度予算においても盛り込まれず、これは今後の各都道府県の教職員採用計画や各区市町村における学校施設の整備計画等に大きく影響するため、早期に具体的かつ実効性のある定数改善計画が示されることが必要である。

学級編制の標準に関しては、平成24年度から教員の加配措置により小学校第2学年の35人以下学級が実施されてきたが、平成30年度においても、学級編制標準は改定されず、教員が基礎定数化されなかった。この加配措置が、毎年度の予算折衝の中で、仮に認められないようなことがあれば、学校現場において大きな混乱が予想されることから、平成30年度以降も小学校第2学年の35人以下学級の確実な実施のため、学級編制標準を改定すべきである。

このほか、小学校においては、高学年における英語教育の教科化等に伴い、英語の指導力を備えた専科教員の確保が必要である。

加えて、高学年を中心に、英語以外でも専科指導の一層の充実が必要である。

#### <具体的要求内容>

- (1) 各種の教育課題を解決していくためには、指導方法工夫改善加配や教育格差解消のための教員の加配などの加配定数が引き続き不可欠であることから、教職員定数を一層充実すること。
- (2) 今後の各都道府県の教職員採用計画や予算編成及び各区市町村における学校施設の整備計画等に大きく影響することとなるため、後年度分を含め、具体的かつ実効性のある教職員定数改善計画を早期に国として決定すること。
- (3) 小学校第2学年の35人以下学級を確実に実施するため「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に定める学級編制標準の改定を行うこと。
- (4) 小学校において、英語専科教員を1校につき1人配置できるように加配定数の充実を図ること。

また、英語以外でも専科指導を充実させるために必要な支援を行うこと。

## 8 特別支援学校の養護教諭等の定数改善

(提案要求先 文部科学省)  
(都所管局 教育庁)

特別支援学校の養護教諭等については、児童・生徒数等に応じ、より多くの配置を可能とする定数改善を速やかに行うこと。

### <現状・課題>

近年の社会環境や生活環境の変化に伴い、子供の生活習慣の乱れ、不登校やいじめに起因するメンタル面での支援の必要などが増加しており、児童・生徒の心身両面にわたる支援の必要性が高まっている。

特別支援学校の養護教諭には、障害の種類や程度に応じたきめ細かな支援が求められ、児童・生徒の健康面・安全面に関する指導、応急処置の対応、個人及び集団への保健指導、健康診断の実施など、保健や健康に関する重要な役割を担っていることから、児童・生徒数など学校の実状に応じた養護教諭の配置が極めて重要である。

現在の特別支援学校の養護教諭の国の配置基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、原則各校1人の配置としつつ、児童・生徒数が61人以上の場合には1人を加えて2人とするものとなっている。

平成19年度の学校教育法の改正により、複数の障害種別に対応した特別支援学校の設置が可能となり、複数の障害教育部門を併置する特別支援学校が大規模化し、児童・生徒数が400人を超すような学校も存在する。

しかし、現在の配置基準は児童・生徒数がどんなに多くとも1人加わるのみという基準となっており、現実の学校の実態にそぐわないものと言わざるを得ない。

児童・生徒数等に応じた段階的な算定根拠を持つ定数改善を速やかに行うべきである。

### <具体的要求内容>

特別支援学校の養護教諭の定数については、その職務の重要性に鑑み、児童・生徒数等に応じ、3人以上の配置を可能とする定数改善を速やかに行うこと。

また、副校長、事務職員、学校栄養職員についても、児童・生徒数等に応じた定数改善を行うこと。

## 9 いじめ問題等に対する取組の充実

(提案要求先 文部科学省)  
(都所管局 教育庁)

各公立学校等において、児童・生徒のいじめ問題等の未然防止、早期発見・早期対応を図る体制を充実するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置に当たり、補助率の見直しなど必要な財政措置を図ること。

### <現状・課題>

都においては、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、平成26年6月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を成立させるとともに、本条例に基づき、同年7月に「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する体制を整備した。

また、都教育委員会は、同基本方針と合わせて、都内公立学校を対象として「いじめ総合対策」を策定し、いじめ問題の未然防止、早期発見及び早期対応のための具体的な取組を示すとともに、条例に基づき、附属機関として「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置した。本委員会において、学校におけるいじめの防止等のための対策の推進についての調査審議を踏まえ、平成28年7月に答申がなされた。

この答申では、いじめ問題を解決するために児童・生徒がいじめを訴えやすい環境の整備や、教員一人一人が児童・生徒のサインを確実に受け止め、全教員で情報を共有して解決を図るための校内体制整備をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の積極的な活用の必要性が示されたところである。

- (1) 平成29年6月に全公立学校を対象とした都独自の調査では、同年4月から6月までに把握したいじめの事例は1万件を超すことが判明し、学校は把握した案件全てに対して、組織を挙げて対応しているところである。

都においては、平成25年度から、公立小中学校及び都立高等学校全校(平成29年度は、小学校1,282校、中学校625校、高等学校248課程)にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等について、児童・生徒や保護者からの様々な相談に応じ、いじめ問題等の未然防止や解消に効果を発揮している。平成28年度からは、高等学校定時制及び通信制課程の支援体制を充実させるため、通信制課程に新たにスクールカウンセラーを配置するほかに、全日制課程と定時制課程の併置校は、課程別にそれぞれ配置、昼夜間定時制課程は、週2回配置している。

しかしながら、平成20年度からは国の補助率が従前の2分の1から3分の1へと減じられ、都道府県の負担が大きくなった。

また、公立高等学校へのスクールカウンセラーの配置については、配置校の総数の10パーセント以内と国が定めていることから、これを上回る配置に係る経費については国の補助対象にならず、結果として都道府県の財政負担が大きくなる。

全公立学校において、児童・生徒のいじめ問題等に対応する体制を構築することが不可欠であることから、国は、スクールカウンセラーを全公立学校に配置するために必要な財政支援を行うべきである。

- (2) スクールソーシャルワーカーについては、区市町村との調整に基づき、平成28年度及び平成29年度は22区、25市、3町に配置したところである。

スクールソーシャルワーカーは、教育分野に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境への働き掛けを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用して支援を行うものであり、児童虐待をはじめ、いじめや不登校など、児童・生徒の問題行動に対応するためには、スクールソーシャルワーカーの役割が大変重要である。

しかしながら、事業開始当初は全額国費負担事業として実施してきたにもかかわらず、平成21年度から突然に国が補助率3分の1事業へ転換したことから、配置拡大に当たり、地方自治体の負担が大きくなっている。

そのため、スクールソーシャルワーカーの配置を一層推進することができるよう、国の補助率の引上げを行うべきである。

- (3) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用を更に進め、質の向上を図っていくためには、各校に配置された非常勤のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー間の集約を行ったり、学校・関係機関との連携を対等に図る必要がある。

現在、常勤のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを一定の地区内に配置し、困難な課題に関して活用できるようにする等、国においてはスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた検証が進められているところであるが、地方自治体が活用しやすい体制を整えることが望ましい。

常勤職員の配置を行うためには、国が、学校教育法等において正規の職員として規定し、いわゆる標準法において教職員定数として算定するべきである。

#### <具体的要求内容>

- (1) スクールカウンセラーの配置に当たり、国の補助率を従前の2分の1とするなど、必要な財政措置を図るとともに、規定の見直しを行うこと。  
なお、スクールカウンセラーの人材確保に当たり、学校等のニーズに的確に応じることができる専門性の高い人材を養成できるよう、大学等に強く働き掛けること。
- (2) スクールソーシャルワーカーの配置拡大のために、地方自治体の負担を軽減するよう、補助率を引き上げること。
- (3) 将来的に、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化を推進するための必要な法整備を行うこと。

## 10 教育支援センター(適応指導教室)の機能強化、 不登校特例校の拡充等

(提案要求先 文部科学省)  
(都所管局 教育庁)

- (1) 教育支援センターの機能強化に必要な人員配置、指導内容の充実及び環境整備のための財政的な支援を行うこと。
- (2) 不登校特例校の設置・運営に当たり、十分な指導を可能とする教員定数の充実及び必要な財政的支援を行うこと。
- (3) その他、不登校対策を推進するために必要な支援を継続的に  
行っていくこと。

### <現状・課題>

昨年度文部科学省が実施した、平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(以下「問題行動等調査」という。)によると、小・中学校の不登校児童・生徒数は、全国では133,683人、都内公立小・中学校では11,386人であり、近年増加傾向にある。

不登校となった児童・生徒は、自信を失い、社会から孤立しがちになるとともに、生活の乱れを招いたり、学力の習得の機会を失い、将来の進路選択が困難になったりするなど、深刻な課題を抱える場合が多く、学校復帰や将来の社会的自立に向けた支援は喫緊の課題である。

現在、各自治体では、不登校となった児童・生徒に対する学校への復帰等の支援策の一つとして教育支援センターを設置し、相談や学習指導等に対応している。これに加え、一部の自治体では、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間、学校を欠席している児童・生徒への教育の場として、不登校特例校を設置している。

国においては、文部科学省が開催した「不登校に関する調査研究協力者会議」の最終報告(平成28年7月)に基づき、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(平成28年9月14日)を各都道府県教育委員会教育長等に宛てて通知し、教育支援センターの充実及び不登校特例校の設置による多様な教育機会を確保する必要性や、その具体的な取組方策について示すなど、自治体の取組を支援している。

しかしながら、平成28年度問題行動等調査によると、全国に1,388施設ある教育支援センターで相談・指導等を受けた小・中学生の人数は16,630人で、不登校児童・生徒全体の約12%に過ぎない。このうち都では、区市町により76施設が設置され、1,946人の小・中学生が教育支援センターで相談・指導等を受けたが、不登校児童・生徒全体の約17%という状況である。また、

不登校特例校については、平成30年4月現在、全国で12校しかなく、そのうち公立学校は5校という状況である。

このような状況に鑑み、各自治体では、地域の実情や特性等に応じ、様々な不登校対策を講じている。都においては、教育支援センターの充実を図るため、特定の地区における重点的な取組を支援するモデル事業を平成29年度から実施している。また、不登校特例校を早期に整備できるよう、将来的に学校への移行を見据えつつ、当分の間、分教室の形で不登校特例校を設置・運営する全国初のスキームを創設し、区市町村による設置促進を図っている。

一方、不登校児童・生徒の支援を充実していくためには、自治体だけの取組では限界があり、国による支援が必要である。

国による支援の必要性については、平成29年2月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「法」という。）において、個々の不登校児童・生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることなどという基本理念（第3条）の下、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものと示されている（第4条）。さらに、法では、国及び自治体は、教育支援センターや不登校特例校の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めることも示されている（第10条・第11条）。

なお、法第7条に基づく基本指針（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月31日））において、不登校児童・生徒等に対する教育機会の確保等の施策については、国や自治体等の相互の密接な連携の下で行うことが重要であるとされている。

こうしたことから、国及び自治体の協力の下、不登校に関する様々な背景や状況に応じて、具体的かつ実効性のある取組を推進していく必要がある。

#### <具体的要求内容>

##### （1）教育支援センターの機能強化を図るための人員配置、財政的支援

不登校となり、長期間ひきこもりの状態にある児童・生徒が、教育支援センターに通えるよう支援を行うとともに、教育支援センターに通っている児童・生徒の個々の状態に合わせ、適切な相談対応や学習支援等を十分に行うことのできる体制を構築するため、設置者に対し、人員の配置、指導内容の充実及び施設環境整備等を行うための財政的支援を行うこと。

##### （2）不登校特例校の設置・運営に対する教員定数の充実、財政支援

不登校となった児童・生徒が再チャレンジを図り、自ら選択した進路に向け、自分のペースで学ぶことができるような、新たな学びの場を広げるため、不登校特例校の設置者である区市町村に対し、個々の児童・生徒の状況に応じた少人数指導を可能とする教員定数の充実や、設置・運営に対する財政支援を行うこと。

##### （3）不登校対策推進のための継続的支援

上記のほか、不登校対策全般において、施策を推進していくために必要な支援を継続的に行うこと。

## 1 1 学校における働き方改革の実現

### 1 学校における働き方改革の実現に向けた人的支援・財政的支援

(提案要求先 文部科学省)

(都所管局 教育庁)

学校における働き方改革の実現に向け、国として多忙化の解消に向けた姿勢を打ち出し、社会に向けたメッセージを発信すること。そして、業務負担の軽減や勤務時間の把握に係る人的措置・財政的支援を行うこと。

#### <現状・課題>

学校では、教員が子供たちの学力向上に向けて熱心に授業改善などの取組を行っていることに加え、子供たちをめぐる不登校・中途退学対策、いじめへの対応、子供の貧困への対応といった社会状況の変化に伴った多様・複雑で困難な課題に真摯に向き合っている。こうしたことにより教員の多忙化が進展している。

平成29年4月、文部科学省が教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）を公表したが、前回調査時点（平成18年度）と比較して、平日・土日ともに勤務時間が増加していることが判明した。とりわけ中学校における部活動については、土日の勤務時間が大幅に増加しており、早急に部活動顧問の負担を軽減するとともに、専門的な技術指導を充実させることが必要である。

「学校における働き方改革」は、国における最重要課題の一つであり、平成29年12月22日には、中央教育審議会学校における働き方改革特別部会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」が取りまとめられた。これを踏まえて、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成29年12月26日文部科学大臣決定）では、緊急対策として、業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策や、学校が作成する計画等や組織運営に関する見直し、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置を講ずることとしているほか、これらの方策の実施に必要な環境整備を行うこととしている。

#### <具体的要求内容>

- (1) 学校における働き方改革の実現に向け、国として多忙化の解消に向けた姿勢を打ち出し、社会に向けたメッセージを発信すること。
- (2) 教員の事務作業等に係る負担を軽減するため、業務を補助するスクール・サポート・スタッフや給食費等に係る学校徴収金事務システムの導入等の人的措置・財政的支援を複合的に行うこと。特に、スクール・サポート・スタッフについては、国庫補助を拡充するとともに配置人員を拡大するなど、財政的支援を充実すること。

- (3) 教員の中でもとりわけ多忙な副校長の事務作業等に係る負担を軽減するため、副校長の業務を補助する外部人材の導入等に係る経費について、財政的支援を行うこと。
- (4) 学校における働き方改革特別部会でまとめた緊急提言を踏まえ、教員の勤務時間の把握に向け、出退勤システムの導入に対する財政的支援を行うこと。
- (5) 専門的な指導ができる部活動指導員等の導入を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。
- (6) 部活動指導員や外部指導員等の円滑な運用に向けた環境整備を図ること。

## 2 学校における働き方改革の実現に向けた勤務条件の弾力化

(提案要求先 文部科学省)

(都所管局 教育庁)

学校における働き方改革の実現に向け、民間企業（私立学校等を含む。）に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を、公立学校の教育職員にも活用できるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正等を行うこと。

### <現状・課題>

現在、都においては、可能な限り柔軟で多様な勤務時間制度の運用を行っているものの、教育職員の業務の特殊性から、柔軟な働き方のニーズに応えるには、現行法令の枠内の手法では限界があると認識している。

今後、「学校における働き方改革」を実現するためには、教育職員の業務の特殊性に対応し、勤務時間の弾力的な運用が可能となるような仕組みを整備していく必要がある。

国の「教員勤務実態調査」の結果等から、教育職員については、夏季休業期間中の時間外労働が学期中に比べて大幅に少ない現状にあり、このような業務の繁閑の差を踏まえて、1年単位の変形労働時間制を導入することができれば、年間を通じて勤務時間にメリハリを付け、長期休業期間中に自己研鑽<sup>さん</sup>や休養の時間を確保し、資質向上や健康管理に資することなどが可能となる。

しかしながら、教育職員を含む地方公務員の勤務条件は、地方公務員法等を踏まえて条例で定めることとされているものの、労働基準法で規定されている「1年単位の変形労働時間制」が地方公務員には適用除外とされており、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。

なお、私立学校等では既に導入・運用されている実態があり、導入することによる効果は明らかである。

### <具体的要求内容>

教育職員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、労働基準法で規定する「1年単位の変形労働時間制」について、公立学校の教育職員においても活用が可能

となるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正等を行うこと。

## 参 考

○ 「1年単位の变形労働時間制」等の導入 関係法令

① 労働基準法

(労働時間)

第三十二条の四 (抜粋)

使用者は、… (略) …第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、… (略) …労働させることができる。

二 対象期間 (その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。 (略) )

② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 (抜粋)

3 労働基準法第二条、… (略) …第三十二条の三から第三十二条の五まで… (略) …の規定は、職員に関して適用しない。

③ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

(教育職員に関する読替え)

第五条 (抜粋)

教育職員については、地方公務員法第五十八条第三項本文中「第二条、」とあるのは「第三十三条第三項中「官公署の事業 (別表第一に掲げる事業を除く。)」とあるのは「別表第一第十二号に掲げる事業」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる。この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない」と読み替えて同項の規定を適用するものとし、同法第二条、」と、「第三十二条の五まで」とあるのは「第三十二条の五まで、第三十七条」と、… (略) …と読み替えて同条第三項及び第四項の規定を適用するものとする。

## 1 2 児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成

### 児童ポルノ等の自画撮り被害から青少年を守る施策の充実

(提案要求先 内閣府・警察庁・総務省・法務省)  
(都所管局 青少年・治安対策本部)

- (1) 青少年が児童ポルノ等の自画撮り被害に遭わないようにするため、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の改正など、被害につながる青少年への働きかけ自体を抑止するための規制の在り方を検討すること。
- (2) 国が実施している自画撮り被害児童に関する調査について、被害児童のネット上の行動パターン等を析出し、都道府県による被害防止に向けた普及啓発等の対策に資する情報提供を行うこと。

#### <現状・課題>

急速なスマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、青少年（18歳に満たない者）のインターネット上のトラブルが顕著となっており、都に寄せられる相談をみると、特に児童ポルノ等の性的な画像等に関するトラブル相談の割合は増加傾向にある。

そのうち、脅されたり、だまされたりするなどして、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送られる被害や、このような被害につながりかねない働きかけを受けたことに関する相談が多く寄せられていることが近年の特徴である。

児童ポルノ事件として立件されたものだけでも、自画撮り被害児童数は増加しており、児童ポルノ被害全体の約4割前後を占め、懸案となっている。

一旦被害に遭い、画像がインターネット上に流出すると、回収は困難で、青少年の健全育成上深刻な事態を招くことから、被害の未然防止を図ることが喫緊の課題である。

都では、第31期青少年問題協議会において対策を審議し、本提案事項を含めた答申がなされ、東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年東京都条例第181号）を改正した。

< 具体的要求内容 >

(1) 青少年が児童ポルノ等の自画撮り被害に遭わないようにするためには、その判断能力が未成熟であることに鑑み、被害につながる青少年への働きかけ自体が行われないうようにする必要がある。

そこで、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の改正により、同法第7条第4項の児童に裸体等を撮影させ、送らせることにより児童ポルノを製造する罪に未遂処罰の規定を設けるなど、被害につながる青少年への働きかけ自体を抑止するための規制の在り方を検討すること。

(2) 警察庁が実施している「自画撮り被害に遭った児童の心理特性に関する調査研究」（「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画～児童の未来を守る社会のために～」平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議）について、被害児童のネット上の行動パターン等を析出し、都道府県による被害防止に向けた普及啓発等の対策に資する情報提供を行うこと。

参 考

■ 児童ネットトラブル相談件数（東京都）

事項	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総数（件）	1,462	1,838	2,231	2,482	2,425	1,405	924
相談割合（％）	1.8	1.8	3.3	4.4	5.8	7.6	7.0

■ 児童ポルノの自画撮り被害児童数の推移（全国）

事項	24年	25年	26年	27年	28年	29年
自画撮り被害児童（人）	207	270	289	376	480	515
自画撮り被害のうちコミュニティサイト起因（人）	154	209	231	315	392	398
コミュニティサイト起因のうちスマートフォン使用（人）	29	126	176	253	352	358

※ コミュニティサイト

SNS、プロフィールサイト等、ウェブサイト内で多数人とコミュニケーションがとれるウェブサイト等のうち、出会い系サイトを除いたものの総称

## 1 3 東京 2 3 区の大学の定員増抑制等の見直し

(提案要求先 内閣官房・文部科学省)  
(都所管局 政策企画局)

- (1) 地方創生の推進に当たっては、東京と地方が共存共栄し、日本全体の発展に寄与する取組を支援していくこと。
- (2) 真の地方創生の実現のため、立地に関係なく全ての大学に対して、必要な支援を行うこと。
- (3) 東京 2 3 区の大学における定員増の抑制等について、明確かつ適切な指標や基準を設定の上、速やかに効果検証を行い、早期撤回を含めた必要な見直しを実施すること。

### <現状・課題>

国際競争が激しさを増し、我が国の成長をけん引するグローバル人材の育成が急がれる中、大学は知の拠点として、次代を担う人材の育成、イノベーションの創出等、極めて重要な役割を担っている。

このような状況において、平成 3 0 年 5 月に、東京 2 3 区の大学における定員増の抑制を含む法律が成立した。

地方創生の実現と大学教育の在り方という問題を混在させ、場所だけを理由に学生の選択や大学経営の自由を縛ることは、学生の成長の機会を奪うだけでなく、大学の教育・研究体制の改革を滞らせ、国際競争力を低下させることに繋がりがかねない。

そのため、法律の附帯決議にあるとおり、適切な時期に運用状況や効果について検証を行い、必要な見直しを行うことが不可欠である。

日本が将来にわたって成長力を確保していくために地方創生が重要であり、地方大学の振興等に取り組んでいくことに異論はないが、地方創生は、「東京対その他の地方」という構図ではなく、東京と地方が共存共栄し、日本の発展に寄与する日本全体の創生を目指すべきである。

### <具体的要求内容>

- (1) 地方創生の推進に当たっては、東京と地方が共存共栄し、日本全体の発展に寄与する取組を支援していくこと。
- (2) 真の地方創生の実現のため、立地に関係なく全ての大学に対して、必要な支援を行うこと。
- (3) 東京 2 3 区の大学定員増の抑制やその例外事項について、①効果を検証するに当たっては、客観的な第三者機関を設置し、明確かつ適切な指標や基準を設定すること、②第三者機関は、都などの意見も聞きつつ、速やかに効果検証を行うこと、③その検証結果を踏まえて、早期撤回を含めた必要な見直しを実施すること。